

青森・岩手県境不法投棄現場において確認されたドラム缶について

今般、県境不法投棄現場においてドラム缶が確認されましたので、その概要と処理方法について報告します。

- 1 確認した日
平成19年8月3日(金)
- 2 確認時の状況と経緯について
 - (1) 県境不法投棄現場から出たコンクリート塊を、工業者が産業廃棄物処理業者に処理委託し、8月3日に破砕したところ、1個のコンクリート塊(大きさ縦80cm、横80cm、高さ110cm)の中からドラム缶が確認されました。
 - (2) 8月6日、県はドラム缶の調査を行ったところ、内容物はアルカリ性の液体と結晶状の固形物が混在しており、強い臭気を放っていることを確認しました。さらに、ドラム缶に「PDCB」(パラジクロロベンゼン：防虫剤等の原料)との表示も確認しました。
 - (3) 当該コンクリート塊について飛散・流出防止措置を講じたうえで、不法投棄現場に運搬し、隔離保管しました。
 - (4) 内容物を採取・分析した結果、固形物はパラジクロロベンゼンと推定され、また、1,2-ジクロロエタンとベンゼンの濃度から、特別管理産業廃棄物の汚泥であることが判明しました。

(単位：mg/リットル)

項目名	分析結果	判定基準(汚泥)
トリクロロエチレン	0.012	0.3
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.1
ジクロロメタン	0.005	0.2
四塩化炭素	0.0001未満	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.26	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.003	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.001未満	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.0001未満	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.0001未満	0.02
ベンゼン	7.5	0.1
カドミウム	0.001未満	0.3
鉛	0.013	0.3
ヒ素	0.034	0.3
シアン化合物	0.025未満	1

(参考値)パラジクロロベンゼン：500mg/リットル

- 3 処理について
当該ドラム缶入りのコンクリート塊については、飛散・流出防止措置を講じたうえで、不法投棄現場に隔離保管しており、ドラム缶の内容物は特別管理産業廃棄物の汚泥として、適正に処理を行うこととします。



ドラム缶確認状況



隔離・保管状況